

## 資料編



## ■能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日

告示第 209 号

(設置)

第 1 条 本市が行う老人福祉及び介護保険施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 20 告示 47・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 6 項、第 78 条の 4 第 5 項、第 115 条の 12 第 4 項、第 115 条の 14 第 5 項及び第 115 条の 22 第 3 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第 115 条の 45 の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営協議に関する次に掲げる事項
  - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
  - イ センターの運営、評価に関すること。
  - ウ センターの職員の確保に関すること。
  - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

(平 20 告示 47・平 21 告示 76・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。

(平 21 告示 76・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第2条第3号に掲げる事項のうち、法第78条の2第6項、第115条の12第4項及び第115条の22第3項に関する会議並びに第2条第4号アに関する会議において、関係する法人又は団体の役員若しくは構成員である委員は、その委員会の会議に出席することができない。

(平21告示76・一部改正)

(部会)

第6条 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第2条の所掌事項の一部を行わせることができる。

2 部会の委員構成、所掌事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(平21告示76・追加)

(有識者等の意見聴取)

第6条の2 委員会又は部会において必要と認めるときは、委員会又は部会の会議に有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平22告示3・追加)

(秘密保持)

第7条 委員(前条の有識者等を含む。以下同じ。)は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(平21告示76・旧第6条繰下、平22告示3・一部改正)

(謝金)

第8条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(平21告示76・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(平20告示47・一部改正、平21告示76・旧第8条繰下)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平21告示76・旧第9条繰下)

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月30日告示第76号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日告示第3号)

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

■能代市活力ある高齢化推進委員会（計画策定委員会）委員名簿  
（平成27年9月24日～平成30年7月31日）

分野	団体名等	氏名	備考
保健・医療・介護・福祉関係	(財)介護労働安定センター秋田支部	安部 美恵子	副委員長
	秋田県県北地区介護支援専門員協会	飯坂 正美	
	山本地域振興局福祉環境部次長 山本福祉事務所長	長岐 武彦	
	能代市山本郡医師会	織田 尚明	委員長
	能代市老人クラブ連合会	工藤 勇	
	能代市健康推進員協議会	佐藤 成子	
	能代市民生委員児童委員協議会	土崎 博之	
	能代山本薬剤師会	田口 和義	
	能代市社会福祉協議会	成田 博子	
	能代市山本郡歯科医師会	横山 知彦	
	看護協会能代・山本地区支部	梅田 智子	
市民・被保険者	個人（被保険者）	進藤 智代子	
	能代市連合婦人会	芦名 早苗	
	能代市自治会連合協議会	能登 祐子	
	二ツ井地区区長	伊藤 誠	

## ■能代市活力ある高齢化推進委員会 開催状況

日 時	回 数	概 要
平成29年 5月31日(水)	第1回	1 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について
平成29年 9月26日(火)	第2回	1 能代市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の実績について 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果と地域の状況について 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の骨子案について
平成29年 11月7日(火)	第3回	1 計画の課題の整理について 2 施設整備の考え方について 3 第7期介護保険事業費の見込みについて
平成29年 12月13日(水)	第4回	1 第7期計画における目標の設定について 2 介護保険事業費と介護保険料の見込みについて 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画素案について 4 パブリックコメントの実施について
平成30年 2月5日(月)	第5回	1 パブリックコメントの実施結果について 2 介護保険料の見込みについて 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画案について



---

**能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画**

---

平成30年3月発行

編 集 能代市市民福祉部長寿いきがい課  
発 行 能代市

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2157 FAX 0185-89-1791

e-mail [tyoju@city.noshiro.akita.jp](mailto:tyoju@city.noshiro.akita.jp)

---

